（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設の一部改正）

第十八条　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成二十年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
三　製造業	三　漁業
四　情報通信業	四　製造業
五　運輸業、郵便業	五　情報通信業
六　卸売業、小売業	六　運輸業
七　不動産業、物品賃貸業（建物売買業、土地売買業を除く。）	七　卸売・小売業
八　学術研究、専門・技術サービス業	八　不動産業（「建物売買業、土地売買業」を除く。）
九　宿泊業、飲食サービス業	九　飲食店・宿泊業
十　生活関連サービス業、娯楽業	十　医療、福祉（病院、診療所又は介護老人保健施設に係るもの及び医療法第四十二条各号に掲げるものを除く。）
十一　（略）	十一　（略）
十二　医療、福祉（病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に係るもの及び医療法第四十二条各号に掲げるものを除く。）	（新設）
十三・十四　（略）	十二・十三　（略）

改正後	改正前
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第二十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）附則第二十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設は、次に掲げる施設とする。	高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設は、次に掲げる施設とする。
一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十九項に規定する介護医療院	（新設）
二　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）附則第二条に規定する軽費老人ホームA型及び軽費老人ホームB型を除く。）	一　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（身体の機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものが入所する施設として厚生労働大臣が定めるものに限る。）
三　介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設	二　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設
四～十　（略）	三～九　（略）
十一　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条の規定により登録されている賃貸住宅	（新設）

（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部改正）

第十九条　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一	**別表第一**
一～三　（略）	一～三　（略）
四　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生	四　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生